酪農学園大学農食環境学群履修規程

（目　　的）
第１条　この規程は、酪農学園大学学則（以下「学則」という。）第29条の規定に基づき農食環境学群の履修等に関する事項を定めることを目的とする。
（授業科目）
第２条　授業科目及び単位数並びに開講年次は、別表Ⅰ「授業科目履修年次配当表」のとおりとする。
２　授業科目履修年次配当は、やむを得ない事情で変更することがある。
（授　　業）
第３条　授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、または、これらの併用により行う。
（卒業の要件）
第４条　卒業の要件を満たすには、学則第１条に定める修業年限以上在学し、別表Ⅱ「卒業必要単位数」による単位を修得しなければならない。
（進級認定）
第５条　２年次終了時において、卒業必要単位数に算入される科目で、次の単位を修得した者については教授会の議を経て、上級年次への進級を認定する。

循環農学類 食と健康学類（管理栄養士コース除く） 環境共生学類	２年次	62単位以上

食と健康学類管理栄養士コースは、１～３年次各終了時において、卒業必要単位数に算入される科目で、次の単位を修得した者については教授会の議を経て、上級年次への進級を認定する。

食と健康学類 管理栄養士コース	１年次	１年次に開講する全ての必修科目数（合計27科目）のうち、23科目以上修得
	２年次	２年次までに開講する全ての必修科目数（合計46科目）のうち44科目以上修得
	３年次	３年次までに開講する全ての必修科目数（合計66科目）のうち、64科目以上修得

２　前項に定める要件を満たせない者は留年とし、同一学年で２回留年となった者には、学生担当教員（アドバイザーまたは研究室指導教員）と協議した上で、学群長より退学勧告をすることがある。ただし、休学による留年は対象としない。
（必修科目）
第６条　必修科目とは、修得しなければ卒業を認められない授業科目をいう。
２　必修科目の単位は、他の授業科目の単位をもって代えることはできない。
３　必修科目は、所定の年次において履修しなければならない。
４　所定の年次において未修得となった必修科目は、次年度に他の授業科目に優先させて履修しなければならない。
（選択科目）
第７条　選択科目とは、必修科目以外の授業科目をいう。
２　卒業に必要な単位数を満たすために、必修科目に加えて選択科目の単位を修得しなければならない。
（履修登録及び履修）
第８条　履修しようとする授業科目は、指定期間内に教育センター教務課に指定された方法により登録手続きをしなければならない。
２　履修登録をしない者は、修学の意志がないものとみなす。
３　同一時限に２科目以上履修することはできない。ただし、履修すべき科目の時間割（集中授業、補講を含む）が重複する場合は教育センター教務課に申し出なければならない。
４　同一年度に同一の授業科目を重複して履修登録することはできない。ただし、卒業年次の後学期に限り、当該年度の前学期に未修得となった授業科目が後学期にも開講される場合は、後学期履修登録変更時において、再度履修登録することができる。
５　すでに単位を修得した授業科目は、履修することはできない。ただし、編入学者が教職課程の教科に関する専門教育科目を履修する場合は、その限りではない。
６　上級年次に配当された授業科目は、原則として履修することはできない。ただし、留年になった者が次年次配当の選択科目（実験・実習を除く。）を履修する場合は、その限りではない。
７　食と健康学類管理栄養士コースは前項ただし書の定めによらず、留年になった者は次年次配当の必修科目（実験・実習を除く。）を履修することができる。この場合、半期の履修科目の上限は、前年度までの未修得科目数を含む10単位までとする。
８　クラス別編成になっている授業科目は、指定されたクラスの授業時間割表に従って履修しなければならない。
９　礼拝の時間に授業科目を履修することはできない。
10　履修登録した以外の授業科目を聴講することはできない。
11　履修登録した以外の授業科目を履修し、試験に合格しても単位は認めない。

12　履修は入学時に示した授業科目履修年次配当表による。従って、下級年次から教育課程が変更になった場合、振替可能な授業科目以外の新しい授業科目を履修することはできない。

（履修制限及び開講取消し）

第９条　１年次において、年間48単位、１学期につき26単位を超えて履修することはできない。２年次以降において、年間46単位、１学期につき24単位を超えて履修することはできない。

2　学外農場実習、博物館実習及び教職課程教育科目は履修制限から除外する。

3　第22条第４項に該当する学業成績良好な学生は、同項に定める単位数を上限とする。

4　履修者数が10名未満の授業科目は、当該年度の開講を取り止め､隔年開講とする場合がある。

5　その他に履修を制限する場合がある。

（他学群他学類の授業科目の履修）

第10条　他学群他学類科目の履修方法等については、「酪農学園大学他学群他学類の授業科目の履修に関する規程」に定める。

（他大学等で修得した単位の取扱い）

第11条　他大学等で修得した単位の取扱いについては、別に定める。

（履修授業科目の変更）

第12条　履修授業科目の変更は、次の事由が発生した場合、その都度認める。

⑴　授業時間割表に変更があった場合

⑵　履修登録内容に不備があった場合

⑶　その他やむを得ないと認められる場合

（授業時間）

第13条　授業時間の１時間の単位は45分とする。

2　授業時間は次の時限に区分する。

時限	時　　間	時限	時　　間
1	９時00分～９時45分	7	14時40分～15時25分
2	９時45分～10時30分	8	15時25分～16時10分
3	10時40分～11時25分	9	16時20分～17時05分
4	11時25分～12時10分	10	17時05分～17時50分
5	13時00分～13時45分	11	18時00分～18時45分
6	13時45分～14時30分	12	18時45分～19時30分

3　授業時間割表は、学年の始めに定める。

4　11、12時限目は主として補講を実施する。

（試　　験）

第14条　授業科目の単位を認定するための試験を行う。

2　試験は、毎学期１回以上行うことを原則とする。

3　試験は、平常試験及び定期試験並びに追試験とする。

4　試験は、筆答試験またはレポート等担当教員が適当と認める方法によって行う。

5　実験、実習及び演習等にあっては、その成績考査をもって試験に代えることができる。

（平常試験）

第15条　平常試験とは、授業科目担当教員が必要に応じて随時行う試験をいう。

（定期試験）

第16条　定期試験とは､学期末に行われる試験をいう。

2　定期試験は、原則として前学期は７月下旬から８月上旬、後学期は１月下旬～２月上旬に行う。

3　試験時間は、原則として60分とする。

（追 試 験）

第17条　追試験は、やむを得ない事由で定期試験を受けることのできなかった者に対して行う試験をいう。

2　追試験は、原則として次の場合に認める。

⑴　第25条第１項の規定（公認欠席）により受験不可能になった場合(証明する書類を添付)

⑵　公認欠席の対象ではない病気・怪我により受験不可能になった場合（医師の診断書、法定感染症病状証明書、医療機関受診証明書または治療費領収書を添付（受診日または入院療養等に要した期間が試験日を含む証明書であること。ただし治療領収書の場合は受診日のみ有効))

⑶　交通機関の遅延・事故により受験不可能になった場合（遅延証明書または運休証明書を添付）

⑷　就職試験により受験不可能になった場合（試験の日時を証明する書類を添付）

⑸　その他災害等やむを得ない事由により受験不可能になった場合（証明する書類を添付）

3　追試験を受験しようとする者は、定期試験後７日以内に、試験欠席届を教育センター教務課に提出し、許可を得なければならない。

4　追試験は、定期試験後10日以内に実施する。この期間に受験できない場合は原則として受験資格を失う。

5　追試験を許可された者は、追試験票の交付を受け、試験時に試験監督者にこれを提出しなければならない。

（試験時間割）

第18条　定期試験の時間割表は、開始10日以前に学生に告示する。

（受験資格）

第19条　受験資格は次のとおりとし、受験資格のない者は試験を受けることができない。

⑴　当該授業科目を履修登録していること。

⑵　講義科目については、授業時間総数の３分の２以上出席していること。

⑶　実験科目、実習科目、演習科目及び体育実技については、授業時間総数の５分の４以上出席していること。

⑷　追試験については、追試験票の交付を受けていること。

⑸　学生証を所持していること。
⑹　当該学期の学納金を納付していること、または、学納金未納の場合は、納付についての確約書が提出されていること。

（試験に関する注意）

第20条　受験中机上には、試験監督者が見やすい位置に学生証を置き、その他試験科目担当教員が認めるもの以外は置いてはならない。

2　受験中は、携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等の通信機能が付いた電子機器、補聴器を除くイヤホン・ヘッドホン類は電源を切り、かばん等にしまうこと。

3　試験開始後20分を経過した後は、試験場に入場できない。

4　試験開始後25分間は、退場できない。

5　答案用紙に学類、学年、学籍番号、氏名の記入のないものは無効とする。

6　試験場では試験監督者の指示に従わなければならない。

7　試験を遠隔で実施する場合はこの限りではない。遠隔試験に関する注意事項は第18条第１項に定める定期試験の時間割表告示の際に通知する。

8　試験において不正行為をした者は、ただちに受験停止のうえ、学則第40条の規定により厳重な処分をする。

（成　　績）

第21条　授業科目の成績は、試験により決定する。

2　成績は、S、A、B、C、D、P及びFの７種の評語をもって表示し、各成績評語基準は次項に示すとおりとする。ただし、第19条第２号及び第３号を満たせず受験資格のない科目は「×」、編入学や入学前の既修得単位等の振替認定科目は「認」と表示する。また、「建学原論」、「健土健民入門実習」、「基礎演習」、「キャリアベーシック」、「キャリアデザインⅠ」、「キャリアデザインⅡ」、「学外農場実習」の評価は、P（合格）、F（不合格）の２種の評語で表示する。

3　成績評語基準は、次のとおりとする。

合　格　　S（100～90点）、A（89～80点）、B（79～70点）、C（69～60点）
P（「建学原論」、「健土健民入門実習」、「基礎演習」、「キャリアベーシック」、「キャリアデザインⅠ」、「キャリアデザインⅡ」、「学外農場実習」の合格）

不合格　　D（59点以下および試験欠席）
F（「建学原論」、「健土健民入門実習」、「基礎演習」、「キャリアベーシック」、「キャリアデザインⅠ」、「キャリアデザインⅡ」、「学外農場実習」の不合格）

4　学則第36条第１項により除籍となった者は、当該学期の履修成績を抹消する。

（ＧＰＡ）

第22条　全履修科目の成績の平均値を表したＧＰＡ（Grade Point Average／グレード・ポイント・アベレージの略）は、各履修科目のグレード・ポイントに科目の単位数を乗じた値を全履修科目分合算し、その値を全履修科目の単位数の合計で除したものであり、次の計算式によって算出する。

$$ＧＰＡ＝\frac{[(科目の単位数)\times(その科目で得たグレード・ポイント)]の総和}{履修科目単位数の総和}$$

2　評価ごとのグレード・ポイントは次のとおりとする。ただし、認とP、Fは対象外とする。
S（100～90点）：4.0、A（89～80点）：3.0、
B（79～70点）：2.0、C（69～60点）：1.0、
D（59点以下、試験欠席）：０、
×（受験不可）：０

3　「建学原論」、「健土健民入門実習」、「基礎演習」、「キャリアベーシック」、「キャリアデザインⅠ」、「キャリアデザインⅡ」、「学外農場実習」および教職課程教育科目はＧＰＡ算出の対象外とする。

4　履修登録時において前年度のGPAが3.1以上の者は、年間50単位、１学期26単位を上限として履修することができる。

5　２学期連続してＧＰＡが1.0未満の者については、学生担当教員と連携のもと、学類長より指導・助言を行う。

6　３学期連続してＧＰＡが1.0未満の者については、学生担当教員と協議した上で、学群長より退学勧告を行う。

7　前項の規定により退学した者が、科目等履修生として履修した科目を算入して累積ＧＰＡが1.0以上に改善し、再入学を願い出た場合には、教授会の議を経て、退学時の学年学期の次学期に再入学を許可することができる。

（成績発表）

第23条　成績は、所定の方法をもって発表する。その他授業科目担当教員が必要に応じて成績を発表する。

2　成績は、学生の保証人に通知する。

（欠　　席）

第24条　病気・怪我、交通機関の遅延・事故、就職活動、その他の理由で授業を欠席する場合は、「欠席届」（教育センター教務課に常備）を欠席する授業科目担当教員に届け出なければならない。

2　前項の欠席は、授業時間総数に算入する。

（公認欠席）

第25条　公認欠席は、次の場合に限り認められる。

公認欠席に該当する事由			認定日数	申請期限
(1) 学外で行われる教育課程	ア　ゼミ調査 （専門ゼミナールⅠ・Ⅱ、卒業研究Ⅰ・Ⅱ、研究発表）		年間7授業日以内 （本事由による公認欠席は1授業科目につき2回までとする。）	調査の初日 （移動日がある場合は移動日）の7日前まで
	イ　学外農場実習		年間14日以内	実習の初日 （移動日がある場合は移動日）の7日前まで
	ウ　実践農学実習Ⅰ･Ⅱ･Ⅲ（循環農学類）、海外自然環境実習 エオ　キャリア実習 食料農業農村調査実習（循環農学類） カ　給食管理実習Ⅱ、臨床栄養学実習Ⅰ、臨床栄養学実習Ⅱ、公衆栄養学実習Ⅱ（食と健康学類管理栄養士コース）		各年間7授業日以内 （本事由による公認欠席は1授業科目につき2回までとする。）	実習の初日 （移動日がある場合は移動日）の7日前まで
	キ 教職に関する実習	① 教育実習 （事前打ち合わせ含む。）	年間14日以内 （遠隔地は前後各1日を加える。また実習校の都合で延長した場合の日数も加える。）	実習の初日 （移動日がある場合は移動日）の7日前まで
		② 介護等体験 （特別支援学校）	年間2日以内 （遠隔地は前後各1日を加える。）	実習の初日 （移動日がある場合は移動日）の7日前まで
		③ 介護等体験 （社会福祉施設）	年間5日以内 （遠隔地は前後各1日を加える。）	実習の初日 （移動日がある場合は移動日）の7日前まで
(2) 課外活動	ア　運動部等で対学校試合等、大学を代表して出場する場合 イ　文化部等で大学を代表して出席する場合 ウ　学生会役員で会合に出席する場合		各学期1回、6授業日以内 ※同一曜日の重複は認めない。 ※準備、後片付け、見学会、調査等は、認めない。	大会等の初日 （移動日がある場合は移動日）の7日前まで
(3) その他	ア　忌引き （2親等以内の親族）		年間7授業日以内 （本事由による公認欠席は1授業科目につき1回までとする）	葬儀終了後7日以内
	イ　学校保健安全法第19条に基づく出席停止		学校保健安全法施行規則第19条に定める出席停止の期間	登校許可が出た日から5日以内

2　前項の公認欠席は、授業時間総数に算入しない。

3　第1項に該当する公認欠席は、次の手続きをしなければならない。

(1)　第1項の(1)の該当授業科目担当教員は、申請期限前に「㊟公認欠席願」を教育センター教務課に届け出なければならない。

(2)　第1項の(1)③に該当する公認欠席で、教育実習の事前打合わせについては、打合わせであることが分かる資料及び実習校からの証明書等を提出しなければならない。

(3)　第1項の(2)の該当団体は、申請期限前に「㊥公認欠席願」に「理由に関する資料」を添付し、団体顧問（本学教員）の認印を受けた後、教育センター学生支援課に届け出なければならない。

(4)　第1項の(3)アの公認欠席該当学生は、申請期限前に会葬礼状の写しまたは保証人の証明書を持参の上、教育センター教務課に届け出なければならない。

(5)　第1項(3)イの公認欠席該当学生は、申請期限前に医師の診断書､法定感染症病状証明書、医療機関受診証明書または治療費領収書・薬の処方箋等を医務室に提出の上、学校医の証明後に教務課に届け出なければならない。

(6)　第1項の公認欠席該当学生は、所定の申請後、手続きを指定された部署の証印を受けた公認欠席届を受け取り、欠席した授業科目担当教員に原則14日以内に届け出なければならない。

4　第1項の公認欠席の回数は、1つの授業科目において当該授業回数の3分の1を超えることができないものとする。

5　第1項(1)及び(2)に該当する公認欠席は、原則定期試験期間を含むことができないものとする。

6　第1項の申請期限を過ぎた申請は､認めない。ただし、学生の自己都合によらない不可抗力による理由の場合、認めることがある。

（改　　廃）

第26条　この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が決定する。

附　則

この規程は、2011（平成23）年4月1日から制定・施行する。

附　則

1　この規程は、2012（平成24）年4月1日から施行する。

2　規程第5条については、2011（平成23）年度入学生から適用する。

附　則

1　この規程は、2015（平成27）年4月1日から施行する。

2　2014（平成26）年度以前の入学生については、第

２条第１項、第４条および第５条の適用は、なお従前の規程による。

附　則

1　この規程は、2016（平成28）年４月１日から施行する。

2　別表Ⅰは､2015（平成27）年度入学生から適用し、2014（平成26）年度以前の入学生については、なお従前の規程による。

附　則

この規程は､2018（平成30）年10月１日から施行する。

附　則

1　この規程は、2020年４月１日から施行する。

2　別表Ⅰ及び別表Ⅱは、2019年度以前の入学者については、なお従前の規程による。

附　則

1　この規程は、2021年４月１日から施行する。

2　第２条第１項、第４条、第５条、第８条第７項、第９条、第21条、および第22条の規程は、2021年度入学生から適用し、2020年度以前の入学生については、従前の規程による。

3　別表Ⅰ・別表Ⅱは、2021年度入学生から適用し、2020年度以前の入学生については、従前の規程による。

附　則

1　この規程は、2021年４月１日から施行する。

2　第25条の規程は、2021年度入学生から適用し、2020年度以前の入学生については、従前の規程による。